

## 重症児の在宅支援に必要な 医療福祉制度

2015年8月20日  
鳥取大学医学部脳神経小児科  
玉崎章子

## 今日のお話

- 医療費補助制度
- 障害者手帳
- 手当・年金
- 産科医療保障制度
- 在宅医療
- 福祉サービス
- 症例提示



## 重症心身障害医療助成

- 自己負担分を助成
- 対象者
  - 身体障害者手帳1級又は2級所持者
  - 知能指数35以下の者
  - 知能指数50以下かつ身体障害者手帳3級又は4級所持者
  - 精神保健福祉手帳1級所持者

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法および  
障害者総合支援法に基づく  
援助を受けるために必要

- 視覚障害
  - 聴覚または平衡機能障害
  - 音声・言語機能または咀嚼の障害
  - 肢体の障害(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害)
  - 心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能障害
  - 小腸機能、肝臓機能障害
  - ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- 一定の程度以上の永続する障害がある場合に対象となる。  
申請窓口：市町村

## 療育手帳

知的障害のある方が  
行政機関等で一貫した相談・  
指導を受け、各種の援助を  
受けやすくするための手帳

- 知的障害が18歳未満に現れ、日常生活に援助が必要な人。  
A判定 重度(IQ35以下)またはIQ36~50の中等度知的障害に  
3級以上の身体障害の合併  
B判定 軽度・中等度  
申請窓口：市町村  
判定：18歳未満 児童相談所  
18歳以上 知的障害者更正相談所

## 特別児童扶養手当

- 目的：精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。
- 対象：身体や精神に中等度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している**保護者**等。
- 金額：1級 月額 49,900円 年3回(4, 8, 11月)支給  
2級 月額 33,230円 年3回(4, 8, 11月)支給
- 注意事項：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準で認定される。
- 申請：市町村の窓口

## 障害児福祉手当

- 目的: 重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減
- 対象: 重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする  
**20歳未満の児童**
- 金額: 月額14,140円 年4回(2, 5, 8, 11月)支給
- 注意事項: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳とは異なる基準で認定される。
- 申請: 市町村の窓口

## 産科医療保障制度の目的

- 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の**経済的負担を速やかに補償**
- 脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の**再発防止**に資する情報を提供
- **紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上**を図る

## 訪問診療

- 在宅で療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行うこと。  
\* 往診  
患者の求めに応じて赴き診療を行うこと。



## 訪問看護

- 看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により行う看護(療養上の世話又は必要な診療の補助)
- 内容  
病状・障害の観察、健康管理  
食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア  
医師の指示による医療処置、褥瘡や創傷の処置  
カテーテルなど医療機器の管理、ターミナルケア、認知症看護  
リハビリテーション、療養・看護・介護方法のアドバイス  
家族など介護者の支援、保険・福祉サービスなどの活用支援  
関係機関との連絡調整

## 訪問リハビリテーション

- 通院が困難な利用者に対して、医師の指示に基づき、訪問リハビリテーションを行うこと。
- **訪問リハビリテーション**: 病院・医院・診療所からのリハビリ専門職の訪問
- **訪問看護**: 訪問看護ステーションからのリハビリ専門職の訪問
- 利点: 日常的ケア、日課に組み込まれたリハビリを展開できる。  
体調変化や呼吸器感染で必要となる呼吸理学療法も発症早期から自宅に対応可能  
定期的なリハビリを受けたい家族のニーズに合致

## 短期入所

- 自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。  
親のレスパイト、冠婚葬祭、兄弟の学校行事  
兄弟と過ごす時間の確保、患児の体調管理
- 家族は市町村に申請し、サービス事業者と契約する。
- 支給量は市町村によって規定がある。
- 原則1割負担。



